

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	予防接種法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

宝塚市は、予防接種法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

宝塚市長

公表日

令和6年6月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種法に関する事務
②事務の概要	予防接種法に基づき、対象者に対し定期の予防接種及び臨時の予防接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。 番号法においては、予防接種法による予防接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定により実施する予防接種を含む)の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。 (新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)
③システムの名称	健康管理システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	宝塚市健康福祉部健康推進課
②所属長の役職名	健康推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒665-8665 兵庫県宝塚市東洋町1番1号 0797-77-2024 宝塚市総務部総務課
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒665-0827 兵庫県宝塚市小浜4丁目4番1号 0797-86-0056 宝塚市健康福祉部健康推進課

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) なし</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(17、18、19の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報照会の根拠)第13条</p>	<p>・番号法第19条第7項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法に関する情報」の項(16の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報照会の根拠)第13条</p>	事後	
平成29年6月30日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	健康推進課長 中西 聡	健康推進課長 松岡 俊彦	事後	
平成30年7月2日	5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	健康推進課長 松岡 俊彦	健康推進課長	事後	
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成27年2月26日時点	平成30年5月1日時点	事後	
平成30年7月2日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成27年2月26日時点	平成30年5月1日時点	事後	
令和1年6月26日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法に関する情報」の項(16の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報照会の根拠)第13条</p>	<p>・番号法第19条第7項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法に関する情報」の項(16の2、16の3の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2</p> <p>(情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数	平成30年5月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月26日	IVリスク対策	—	新様式による項目追加	事後	
令和2年6月25日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	<p>予防接種法に基づき、対象者に対しA類疾病及びB類疾病のうち政令に定めるものに係る予防接種を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>番号法においては、予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。</p>	<p>予防接種法に基づき、対象者に対し定期の予防接種及び臨時的予防接種(新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて実施する予防接種法第6条第1項の予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。</p> <p>番号法においては、予防接種法(新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて実施する予防接種法第6条第1項の予防接種を含む)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。</p>	事後	
令和2年6月25日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の10の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条</p>	<p>・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項</p> <p>・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2第2号</p>	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年6月25日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第7項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法に関する情報」の項(16の2、16の3の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2</p> <p>(情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>・番号法第19条第7項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2</p> <p>(情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	事後	
令和3年9月2日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	文末に、「(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)」を追記	事後	
令和3年9月2日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	文中「番号法第19条第7項 別表第二」	文中「番号法第19条第8項 別表第二」	事後	番号法改正に伴うもの
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 1.対象人数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年9月2日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数	平成31年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月28日	2. 特定個人情報ファイル名	予防接種履歴ファイル、予防接種還付ファイル	予防接種ファイル	事後	
令和4年2月28日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>・番号法第19条第8項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2</p> <p>(情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2</p>	<p>・番号法第19条第8項 別表第二</p> <p>(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項)</p> <p>(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項)</p> <p>・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令</p> <p>(情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2</p> <p>(情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2</p>	事後	
令和4年2月28日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数	1万人以上10万人未満 令和3年4月1日時点	10万人以上30万人未満 令和3年4月1日時点	事後	
令和4年2月28日	IIIしきい値判断結果	基礎項目評価の実施が義務付けられる	基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる	事後	
令和4年2月28日	IVリスク対策 1.提出する特定個人情報保護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年6月27日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法に基づき、対象者に対し定期的予防接種及び臨時の予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて実施する予防接種法第6条第1項の予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。番号法においては、予防接種法(新型コロナウイルス等対策特別措置法第46条第3項の規定により読み替えて実施する予防接種法第6条第1項の予防接種を含む)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)	予防接種法に基づき、対象者に対し定期的予防接種及び臨時の予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種法第6条第3項の予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。番号法においては、予防接種法(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種法第6条第3項の予防接種を含む)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条及び第67条の2第2号	・番号法第9条第1項 別表第一の10の項及び93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第10条	事後	
令和5年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	・番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	事後	
令和5年6月27日	II しいき値判断項目 2. 対象人数	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年6月27日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和3年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和6年5月26日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ② 事務の概要	予防接種法に基づき、対象者に対し定期的予防接種及び臨時の予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種法第6条第3項の予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。番号法においては、予防接種法(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種法第6条第3項の予防接種を含む)による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)	予防接種法に基づき、対象者に対し定期的予防接種及び臨時の予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種を含む)を実施し、又、当該予防接種に起因する健康被害に対する給付を行う。番号法においては、予防接種法による予防接種(新型コロナウイルス等対策特別措置法第27条の2の規定により実施する予防接種を含む)の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。(新型コロナウイルス感染症に係る予防接種事務を除く。)		
令和6年5月26日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	・番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	・番号法第19条第8項 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)が「予防接種法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、16の3、115の2の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「予防接種法に関する事務であって主務省令で定めるもの」又は「新型コロナウイルス等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報であって主務省令で定めるもの」の項(16の2、17、18、19、115の2の項) ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 (情報提供の根拠)第12条の2、第12条の2の2 (情報照会の根拠)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2		
令和6年5月26日	II しいき値判断項目 2. 対象人数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点		
令和6年5月26日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点		